

能登の森里海研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、能登の森里海研究会と称する。

本会の事務所を〒926-0855 石川県七尾市小丸山台 2-105 に置く。

(目的)

第2条 本会は、能登の森と川と海の生態系と人間とのつながりに注目して、持続可能な循環型の生産構造の構築に向けた調査研究や環境保全活動に取り組み、環境に優しく安全でおいしい水産物の供給や里海の保全を通して、人々に豊かな生活をもたらすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 七尾湾の環境改善に関する事業。
- (2) 七尾湾の生産力に見合った適正規模の二枚貝養殖業の実現に関する事業。
- (3) 七尾湾における二枚貝養殖の収益性向上に関する事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し総会の承認を得るものとする。

(経費等)

第6条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 一口 1,000 円 (年額)
- (2) 賛助会員 5,000 円 (年額)

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監査役 1 名

2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときはその職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(総会)

第 10 条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(議事録)

第 11 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 12 条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 13 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 14 条 この会則に定めのない事項は、会長が総会の承認を経て別に定める。

附 則

本会則は、平成 30 年 9 月 12 日より施行する。